

税務情報

2025 年度税制改正 — 電子帳簿等保存制度関連情報

2025 年度税制改正では、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、請求書等のデジタルデータ（電子取引データ）を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が新設され、それらの電子取引データを一定の要件を満たして送受信・保存する場合には、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為を重加算税の 10%加重の適用対象から除外する措置（以下、「重加算税の加重措置の除外措置」）が講じられました。

国税庁は 6 月 27 日、この改正に伴う以下の情報を公表しました。

1. 電子帳簿保存法取扱通達及び趣旨説明の改正

電子帳簿保存法施行規則の一部改正等に伴い、取扱いの明確化を図るため、電子帳簿保存法取扱通達及びこれに係る趣旨説明が改正されました。（趣旨説明には、お問合せの多い内容に★印が付されています。）

- [「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）](#)（2025 年 6 月 27 日付）
- [令和 7 年 6 月 27 日付課総 5－15 ほか 7 課共同『『電子帳簿保存法取扱通達の制定について』の一部改正について』（法令解釈通達）等の趣旨説明について](#)（2025 年 6 月 27 日付）

たとえば、電子帳簿保存法取扱通達には、重加算税の加重措置の除外措置に係る要件について、以下の通達が新設されています。

8－27 （特定電磁的記録の記録事項を国税関係帳簿に係る電磁的記録に記録することの意義）

重加算税の加重措置の除外措置に係る要件のひとつに、「特定電子計算機処理システムを使用して保存された特定電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。）を、訂正削除を行ったうえで電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと。）」という要件があります。

本通達では、特定電磁的記録の記録事項が、関連する全ての国税関係帳簿に記録される必要はなく、仕訳帳や総勘定元帳に記録されていれば問題ないこと及び特定電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を

作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が一体のシステムでない場合であっても、一定の場合には本要件を満たすことができることが明らかにされています。

8-28（帳簿と電子取引情報間の関連性の確保の方法）

重加算税の加重措置の除外措置に係る要件には、「特定取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る。）に係る電磁的記録の記録事項とその特定取引情報に関連する国税関係帳簿等の記録事項との間において、その関連性を相互に確認することができるようにしておくこと。」という要件もあります。

本通達では、上記の「関連性を確認することができる」とは、たとえば、相互に関連する特定取引情報（重要書類に通常記載される事項に限られます。）に係る電磁的記録の記録事項及び国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の双方に伝票番号等を付し、その番号を指定することで、これらに係る電磁的記録の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によってこれらの関連性を確認することができることをいうことが明らかにされています。

一部改正通達は、2027 年 1 月 1 日以後に適用されます。ただし、8-22（重加算税の加重措置の対象範囲）については、発遣の日（2025 年 6 月 27 日）以降に適用されます。

2. 電子帳簿保存法一問一答の改訂

[「電子帳簿保存法一問一答（Q&A）～令和 4 年 1 月 1 日以後に保存等を開始する方～」](#)のページに、改訂版の一問一答が掲載されました。（お問合せの多い内容に★印が付されています。また、以下に掲載している一問一答は、変更箇所の下線が付いているものです。）

- [電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】](#)
(PDF 1,265KB)
- [電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】](#) (PDF 1,330KB)
- [電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】](#) (PDF 1,244KB)

たとえば、電子取引関係には、重加算税の加重措置の除外措置に係る国税庁長官が定める基準に適合する電子計算機処理システムを定める告示（令和 7 年国税庁告示第 2 号（以下、「告示」））^(*) について、以下の一問一答が新設されています。

問 74

告示第 1 号に規定する「仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引に係る電磁的記録」とは、「Peppol BIS Standard Invoice JP PINT」及び「JP BIS Self-Billing Invoice」に従って作成された電子取引に関する電磁的記録であって、Peppol ネットワークを通じてやり取りされた XML 形式のデータを意味することが示されています。

問 75

告示第 2 号に規定する「金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うその預金口座又は貯金口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録」とは、①他者である預金者又は貯金者の委託を受けてその金融機関等が行う決済取引データ（他者口座から自らの口座への入金データ）及び②預金者又は貯金者自らの委託を受けてその金融機関等が行う決済取引データ（自らの口座から他者口座への出金データ）がいずれも含まれることが示されています。

- (*) 重加算税の加重措置の除外措置の適用を受けるためには、「国税庁長官が定める基準に適合するシステム」を使用したうえで、電子取引データを一定の要件を満たして送受信・保存し、これを確認できるようにしておく必要があります。（あらかじめ届出書の提出も必要とされています。）

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.